

令和5年度乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金交付要綱

4都市基調第903号
令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、乗合バス車内における感染症対策に係る整備を行う事業に対して、予算の範囲内においてその導入経費の一部を補助することにより、誰もが安心・安全に利用することができる乗合バスの整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を経営する者（バス事業の用に供するバス車両を貸与するもの（バス事業の分社化等に伴う場合に限る。）を含む。）をいう。
- (2) 補助対象外事業者 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号の暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（同条第3号の暴力団員及び同条第4号の暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げるもののうち、第1条の目的に即するものとして必要と認められたものとする。

- 2 補助事業を実施する対象車両（以下「補助対象車両」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 都内の営業所に属し、道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行（都内に乗降のための停留所を複数有するものに限る。）に供する車両であること。
 - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定に基づく検査及び同法第4条の規定に基づく登録（補助対象事業者が所有者となる車両に限る。）を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること。
 - (3) 排気ガスがPM排出基準値0.18g/KWh以下であること。
- 3 補助対象車両数の上限は、補助対象事業者が現に使用しているバス車両数（補助対象年度に導入を予定しているバス車両を含む。以下同じ。）とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、補助事業に係る経費のうち仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額等)

第5条 この補助金の交付額は、予算の範囲内であって、かつ、別表に定める額を限度とし、補助対象経費に1/2を乗じた額以内の額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請

書（別記第1号様式）及び当該補助対象事業者が補助対象外事業者に該当しないこと等を誓約する誓約書（別記第2号様式）に係る書類を添付して、知事が別に定める期限までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第3号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助の条件）

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付時期）

第9条 この補助金は、補助事業の完了後、第17条の規定による請求に基づいて交付する。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 この補助金の交付決定後、地震、暴風雨、洪水その他の天災地変、法令・規則の制定・改廃その他の事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業の計画変更）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出して申請、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

3 知事は、前項の規定により補助金交付決定額の変更をしたときは、補助金交付決定額変更通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（別記第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第8号様式）に係る書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第12条の規定により知事が補助事業の廃止の承認をした場合について準用する。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及び第8条の規定により当該交付決定に付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象車両の貸与）

第16条 補助対象事業者は、第7条の規定による交付決定により承認を受けた補助対象車両について、これを貸与しているときは、当該貸与を受けている者（一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。）に対し、この事業の目的及びこの要綱の内容を周知し、適正な運営が図られるよう努めなければならない。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、知事に対し、第15条の規定により確定した補助金を請求するときは、請求書（別記第10号様式）により請求するものとする。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下これらを「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（帳簿の保管義務）

第19条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

補助対象事業	補助対象経費の区分	補助率・補助限度額
飛沫感染対策	運転席仕切りアクリル板その他運転士の乗客対応時に発生する飛沫及び飛沫核等の遮断に資するものとして知事が必要と認める設備の調達等に要する費用	補助率 1／2 補助限度額（車両1台当たり）37,500円
換気対策	バス車内の換気機能の向上に資する設備の調達等に必要な経費。ただし、外気の取り込み・排出を伴う設備に限る。	補助率 1／2 補助限度額（車両1台当たり）12,500円

※1 国が実施する補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金額は補助対象経費から控除する。

※2 次に掲げる費用は、補助対象経費に含まれない。

- ・補助事業に関係のない物品購入などの経費
- ・間接経費（送料、振込手数料、交通費、通信費、収入印紙代、光熱費等）
- ・直接人件費（仕切りを設置した社員の人件費等）
- ・本事業に係るものとして、明確に区分できない費用
- ・消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額
- ・補助金交付申請等の手続に係る経費（申請書作成代行、各種証明書取得経費等）
- ・購入者及び購入した内容を確認することができるレシート、領収書等の帳票類に不備がある経費又は当該帳票類が備え付けられていない経費（品目・数量が不明なもの、帳票類がないもの等）
- ・契約から支払までの一連の手続が補助事業実施期間内に行われていない経費
- ・交付決定前に実施した補助事業に要する経費
- ・設置後の維持費及びメンテナンスに係る経費
- ・公的資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費等